

議案第77号

福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、幼児教育・保育の無償化に伴い、第3子優遇事業の実施について所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例（平成17年福岡市条例第105号）の一部を次のように改正する。

目次中「保育料」を「副食費」に改める。

第2条第3号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の3号を加える。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (2) 企業主導型保育施設 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第1条に規定する施設をいう。
- (13) 教育標準時間認定 子ども・子育て支援法第20条第1項の規定による認定のうち同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものをいう。

第2章を次のように改める。

第2章 第3子以降の児童に係る副食費の免除等

（特定教育・保育施設等における副食費の免除等）

第4条 市長は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している教育・保育給付認定子どもである第3子以降の児童（幼稚園を利用しているもの及び認定こども園にお

ける教育標準時間認定に係る施設型給付費の支給に係るものを除く。)に係る副食費については、規則で定めるところにより、免除又は助成をするものとする。

2 市長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第5項又は第6項の規定による措置により保育を受けている第3子以降の児童に係る副食費については、規則で定めるところにより、免除又は助成をするものとする。

第5条及び第6条 削除

第8条第1項第4号を次のように改める。

(4) 子ども・子育て支援法施行令第15条の6第3項に規定する施設等利用費の支給に係る児童又は企業主導型保育施設を利用している者であって市長が別に定めるものでないこと。

第20条中「前2章に規定する支援の対象とならない」を「次に掲げる要件に該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 特定教育・保育施設、幼稚園、児童発達支援センター等、保育施設等、特定地域型保育事業及び小呂保育所を利用していないこと。
- (2) 法第21条の6の規定による措置により児童発達支援センター等に通園していないこと。
- (3) 法第24条第5項又は第6項の規定による措置により保育を受けていないこと。

第30条中「保育料」を「副食費」に、「これらの」を「当該」に改める。

第31条第1項中「（第5条第1項の保育料及び入園料に関する事項を除く。）」を削り、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。